

臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金は、令和3年度の住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

※本給付金における住民税とは、市町村民税のことを指します。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※原則として、世帯主名義の口座に振り込みます。

給付金の支給時期

町が確認書または申請書を受理した日からおおむね2週間後となります。

※内容などの確認が必要な場合や添付書類に不備があった場合は、時間がかかることがあります。

支給対象と手続き方法

①非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）時点で、長洲町に住民票があり、世帯全員が令和3年度住民税が非課税の世帯

●世帯全員が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

対象となる世帯には、町から確認書を郵送していますので、内容確認後に必要箇所を記入し、町役場福祉保健介護課まで郵送または直接ご提出ください。

■確認書提出期限 確認書の発送日から**3カ月以内**

●世帯の中に、令和3年1月2日以降に現住所に転入した人がいる場合

申請が必要になりますので、お問い合わせください。

※注意事項

住民税を課税されている人に世帯全員が扶養されている場合は、対象となりません。

②家計急変世帯

申請日時点で長洲町に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯全員の収入（所得）が住民税非課税相当となった世帯

※住民税非課税相当とは、令和3年の世帯員全員の収入（所得）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

申請が必要になります。

申請書のほか、令和3年の収入（所得）が確認できる書類の添付が必要となりますので、詳しくは、町役場福祉保健介護課までお問い合わせください。

■申請期限 **9月30日**📅

※注意事項

- ・住民税を課税されている人に世帯全員が扶養されている場合は、対象となりません。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減により申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



! 住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市町村（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145

■受付時間 午前9時～午後8時
(12月29日～1月3日を除く)

町役場 福祉保健介護課 福祉係

☎ 78-3135

■受付時間 午前9時～午後5時（平日）
(土、日、祝祭日を除く)